

第3 調査の結果明らかになった事項

1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項

(1) 概要

ア 流域下水道事業について

長野県が事業主体である流域下水道事業は、諏訪湖流域下水道、千曲川流域下水道（下流及び上流処理区）、犀川安曇野流域下水道の3流域4処理区を実施している。

財団法人長野県下水道公社（以下「公社」という。）は、平成3年に「県内の下水道事業の円滑かつ効率的な推進及びこれに携わる職員の技術の向上を図るため、下水道事業の調査、設計及び施工監理、下水道の維持管理、下水道に関する研修等の事業を実施し、もって下水道の整備を促進し、併せて公共用水域の水質の保全及び県民生活の向上に資すること」（財団法人長野県下水道公社寄附行為 第3条）を目的として設立された法人であり、基本財産4,000万円のうち、県が2,000万円を出損している。

公社は、維持管理受託事業として、県から委託を受けて3流域4処理区の流域下水道の維持管理業務を行うとともに、市町村及び組合から委託を受けて、公共下水道終末処理場の維持管理業務を行っている。

流域下水道維持管理業務については、委託者である県の所管部局（平成15年4月までは土木部下水道課、平成16年5月以降は生活環境部水環境課生活排水対策室。）から入札方式等の指示を受け、公社が入札等の事務手続きをし、再委託先の業者との契約等を行っている。

【入札・契約等の経過について】

- 平成13年度までは5年契約（初年度に指名競争入札を行い、2年目以降5年目までは随意契約を行う。）で実施していた。
- 平成14年度から3年契約（初年度に指名競争入札を行い、2年目以降3年目までは随意契約を行う。）に変更された。
- 平成15年度は、千曲川流域下水道下流処理区のみ指名競争入札を実施し、残りの3処理区は前年度の受託業者と随意契約を行った。
千曲川流域下水道下流処理区については、県内業者2社（1社10パーセント以上）の下請けを入札条件とした。
- 平成16年度は一般競争入札を実施する予定であったが、公正な競争の確保や適正な運転管理業務の遂行が困難であるという理由により県から入札を中止にするよう指示があり、前年度の受託業者と随意契約を行った。
- 平成17年度は一般競争入札を実施したが、いわゆる一抜方式を採用した。
入札参加資格として、「営業所の所在地に関する要件」には「県内に本店」がある者、JV（ジョイントベンチャー：共同企業体）を構成する場合は「代表者を含む構成員の1者以上」が「県内に本店」を有すること等とされた。

イ 知事後援会幹部の県庁等での行動について

下水道の維持管理業務を行う会社の役員である小林誠一証人と田中知事との関わりについて、同証人は以下の旨を証言している。

- ・ 田中知事と知り合いとなった時期は、平成12年に立候補をするということがマスコミで取り上げられた頃で、田中知事にメールを送ってコンタクトをとった。
- ・ 「しなやかな信州をはぐくむ会」(以下「知事後援会」という。)への寄付は最初の知事選挙(平成12年10月)のときと2回目の知事選挙(平成14年9月)のときに、選挙の告示後、それぞれ行っている。
- ・ 知事後援会が設立された時に、知事後援会の会員となった。
- ・ 平成16年まで知事後援会の会費を支払っており、事務局長を務めていた。
- ・ 田中知事が初当選した翌年に「長野県知事田中康夫事務所秘書」という肩書きの名刺を、当時の田中知事の特別秘書と相談の上、作成して、半年程度、使用した。このことは、最終的に田中知事も了承していた。
事務所の所在地は、当時、田中知事の住居のあった長野市内のマンションの住所としていた。
- ・ 2回目の知事選挙当選後、車座集会、選挙支援等も活発にやっていた時期があり、日程調整を行う必要があったため、県庁へ来ていることが多かった。
平成14年9月以降の1年程度は、その頻度が高かった。

また、大月良則氏より提出された陳述書並びに近藤眞証人の証言によると、小林誠一証人の県庁への来庁の状況等は以下のとおりである。

【陳述書(大月良則氏)】

- ・ 小林誠一氏と初めて面会したのは、平成13年2月～3月頃であり、1階の知事室で知事から自分の後援会の事務局長の小林氏であると紹介をされた。
- ・ 平成13年は頻繁に、秘書課(3月末まで)、政策秘書室(4月1日から組織改編)へ来ていた。
- ・ 平成14年度に入った頃から、知事室に打合せに来たと言って、月に1～2回程度寄って話をしていくようになり、平成15年に入ってから、頻繁に政策秘書室(3月末まで)に来るのを見た。
- ・ 平成15年5月以降は、ときどき経営戦略局(4月1日から組織改編)へ姿を見せていた。

【近藤眞証人の証言】

- ・ 平成15年1月頃からは週に1回程度、2月から4月は、多い週は2度、3度は見かけていた。政策秘書室の応接が空いていたときには、そこに入っていた。空いていなければ、ソファに座っていた。

ウ 平成11年度以前の状況について

平成11年度以前の県下水道事業に対する働き掛けに関して、知事後援会幹部であった小林誠一証人は、「平成9年に長野県メンテナンス業協会ということで、県下7社、8社が集まって当時の下水道公社の専務理事と土木部長に、懇談会を開いてもらいたいという陳情書を出しており、そのうちのメンバーの1人が私である。」旨の証言を行っている。

エ 平成12年度の状況について

平成12年度における県下水道事業に対する働き掛けに関して、当時、土木部下水道課技術専門幹であった田中利喜夫証人は、平成12年11月8日に、下水道課長とともに政策秘書室へ呼ばれ、小林誠一氏と思われる人物から話を聞いている。

その人物の提言の趣旨は、県内企業の下水道公社への参画ということであったが、田中利喜夫証人は、「従来から県内業者が参画するには資格者の数という問題があったので、無理ではないかという話をしたかと思う。」旨の証言を行っている。

また、小林誠一証人は、下水道の維持管理業務に関する入札制度改革等について県の方針が変わったことについて、平成12年の9月13日の土木委員会での県内業者の育成についての具体的な対応に関する質疑に対して、当時の下水道課長が、「業者指名選定にあたっては、処理場の規模、技術的難易度、業者の格付け、技術者の数、実績及び市町村の意向を考慮して、単独またはJV方式による県内業者の指名に配慮していきたい。」と答弁しており、このことが、県の方針を県内業者優先に振りかえるということのスタートである旨の証言を行っている。

オ 平成13年度の状況について

県下水道事業に関して、平成13年12月28日付けで、下水道課より公社に以下の3点の問題が提示されている。

下水道公社技術援助業務費の値上げ要求について 北佐久広域事業所での下水道公社とN社の問題について 13年度下水道公社見直し作業について

これらの問題点について、田中利喜夫証人の証言によれば、平成13年の暮れに当時の下水道課長とともに、小林誠一氏と思われる人物に会い、文書で要求があったため、それに基づいて下水道課と公社で検討し、回答をまとめ、政策秘書室に提出したということである。

公社から提出された記録によれば、平成14年1月30日に、これらの問題に関する回答を、当時の政策秘書室長と下水道課長が小林誠一証人に対して行った際、小林誠一証人からは以下のような要望が出されている。

- ・ 地元への発注について
OD（注 ） POD（注 ）は地元へ発注すること
たとえば、佐久北部は3つ位に分割して地元へ出すこと
他の地域でも分割して地元業者に出すこと
注 OD：オキシデーションディッチ法
POD：プレハブオキシデーションディッチ法
- ・ JVについては
JVに合特法（注 ）は絡めない
県内8社、県外業者3社ではJV登録には無理がある
注 合特法：下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法

当時、公社の専務理事であった笠原武証人は「その後、小林誠一氏から面会を求める電話があり、平成14年2月5日に下水道公社専務室において、当時の下水道公社の技術部長が同席した上で小林誠一氏と面会した。」旨の証言を行っている。

笠原武証人は、「小林氏は下水道事業に対する個人の考え方、基本的には12月28日の問題提起等の内容を述べた。私からは下水道公社としての考え方を話した記憶がある。」との証言を行っており、公社から提出された記録によれば、午後1時15分から4時まで懇談を行っている。

なお、公社の維持管理業務の入札方法の検討に関する状況等について、笠原武証人は以下の旨を証言している。

- ・ 平成13年度当初から、維持管理の入札方法は、流域下水道と広域維持管理について、下水道課と下水道公社で見直しの検討をしていた。その中で、平成12年12月県議会で、入札に地元業者を配慮してほしいという要望があったと聞いており、13年12月県議会の前に、県内の地元維持管理業者から入札参加の受注の機会という要望も、下水道課と一緒に受けている。

カ 平成14年度の状況について

(ア) 平成14年11月28日に開催された会議について

県から提出された記録によると、平成14年11月28日の午後7時15分から11時まで、県松本合同庁舎において、田中知事、小林誠一氏、後日設置された「下水道のあり方検討委員会」の委員、民間人、県職員等が出席した会議が開催されている。

この会議は、県内の下水道の今後のあり方について自由に議論することを目的としており、資料として「下水道のあり方検討委員会（平成14年11月24日付け）」が配布されている。

大月良則氏より提出された陳述書によると、「知事からは、担当する県職員に対し、会議室の予約、出席する県職員の指示が行われており、小林誠一氏が進行役を努めていた。」とのことである。

(イ) 下水道公社改革に関する文書について

平成14年度には、「下水道公社の問題点と改革の方向（平成14年5月15日付け）」及び「下水道公社改革案（平成14年11月25日付け）」という文書が作成されているが、小林誠一証人は、「自ら作成したものだと思う。」旨の証言を行っている。

(ウ) 平成14年12月25日の知事からの指示について

平成14年12月25日に、田中知事に当時の土木部長、監理課長、公社専務理事等が呼ばれ、「下水道公社改革の方向」というタイトルの付いた文書を渡されて検討を指示されている。

【下水道公社改革の方向（平成14年12月25日付け）】（概要）

1. 方向性

17年度までに、現在50数名いる県からの出向者の大半を返して10名ほどを残すのみとし、性能発注を実施し、維持管理コストを引き下げ将来のPFI化に備えた方向付けをする。

地域経済の活性と雇用の確保に寄与するために、維持管理業務は県内本社企業優先にシフトさせるとともに、市町村の費用負担を軽減するよう努める。

これからの課題である広域的な汚泥処理に関する調査・研究、下水管渠やマンホールポンプの維持管理体制の確立などを行い、真に県民から必要とされる公社の姿を求める。

2. 15年3月までに行うこと

流域下水道における公社維持管理体制をスリム化するため、14年度内に見直し作業を行い、県からの出向者を10人程度返す。

町村への技術援助費用は15年度より値下げする。

公社が受託し、再委託している流域及び市町村下水道の維持管理業務は、広域管理内における終末処理場の規模及び個数を適切に分割した上で県内本社企業に発注する。今回、全ての維持管理委託業務の入札を行い、随意契約は行わない。また、今後、JVへの発注を行わない。

3. 15年度以降に行うこと

県からの出向者を15年度末20人程度、16年度末20人程度を返す。

17年度より性能発注を実施し、現状の維持管理コスト総額を20パーセント削減することを目標とする。

下水管渠設計業務受託は、民間でできるものは民間に任せようとする。

今後期待される公社の仕事として、「広域的な汚泥処理」実施の方策を検討し、県や市町村に助言する。また、マンホールポンプの広域的な維持管理体制の確立を行う。これらの費用は、コンサルタントフィーとして県及び関係市町村から支払いを受けるか、PFIのなかで回収する。

この「下水道公社改革の方向」という文書と、上記(イ)に記載した小林誠一証人が作成したと思われる「下水道公社改革案(平成14年11月25日付け)」という文書は、記載された数字や文言が多少異なる部分があるものの、その内容は類似している。「下水道公社改革の方向」の作成者について、当時の政策秘書室の担当職員は「作成していない。」旨を証言あるいは陳述書に記載しているところであり、小林誠一証人も「下水道公社改革案(平成14年11月25日付け)」と比較して、「よく似ているので、どう違うのかというのは、何とも言えない。」旨の証言を行っている。

なお、下水道公社改革に関する認識について、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 知事である田中康夫証人は、平成14年11月28日に開催された会議に関連して、「下水道事業の改革は、土木部も含めた全庁的な共通認識である。」旨を証言し、「下水道公社改革の方向」という文書に関連して、「下水道公社を改革するという点に関しては、全庁的に行っていたというのは先程来申し上げている。」旨の証言を行っている。
- ・ 土木部長であった小市正英証人は、「私どもは12月25日の指示を受け、それをスタートとして、知事からの方針をもとに検討してきた経過がある。」旨を証言し、「平成14年12月25日以前に下水道公社改革に関する具体的な話は、知事からはなかった。」旨を証言している。
- ・ 下水道課長であった矢澤久男証人は、「12月25日以来、私とすれば無理難題な指示で苦労しただけで成果がなかったと思う。」旨を証言している。
- ・ 下水道課課長補佐であった早川守証人は、「『下水道公社改革の方向』という大きな命題が示された中で、その方向は青天の霹靂であると上司等から聞いている。」旨を証言している。

(エ)「下水道公社改革の方向」の検討経過

田中知事より指示のあった「下水道公社改革の方向」に基づく検討経過等の概要は、提出を受けた記録等によれば以下のとおりである。

日 時	検討経過等
H14.12.25	<p>田中知事より「下水道公社改革の方向」について検討指示 対応：土木部長、監理課長、公社専務理事、公社理事、公社総務部長</p> <p>土木部長より、知事からの「下水道公社改革の方向」について下水道課に検討指示 対応：下水道課長、技術専門幹、監理課長、調整幹、公社専務理事、公社理事、公社総務部長等 内容：対応について公社で作成し、下水道課と協議後、部長に説明することを指示される</p>
H15.1.9	<p>「下水道公社改革の方向」について土木部長協議 対応：下水道課長、課長補佐、監理課長、公社専務理事等</p>
H15.1.15	<p>「下水道公社改革の方向」について土木部長協議 対応：下水道課長、課長補佐、技術専門幹、公社専務理事、公社理事、公社総務部長、公社技術部長等</p>
H15.1.21	<p>「下水道公社改革の方向についての検討結果」を、土木部長から知事に手渡す</p> <p>「下水道公社改革の方向」について政策秘書室担当者へ説明 対応：下水道課課長補佐、技術専門幹 内容：下水道課・公社の検討結果により説明 ・政策秘書室担当者から、事務職1名減の検討指示、1/24か25に知事に説明したい旨、伝達</p>
H15.1.22	<p>21日の政策秘書室担当者からの指示事項について、監理課長と土木部長と協議後、政策秘書室担当者と協議 対応：下水道課課長補佐、技術専門幹 内容：下水道課・公社の検討結果により説明</p>
H15.1.29	<p>政策秘書室担当者より知事の決裁事項である「下水道公社改革について」が配布される 対応：下水道課長、下水道課課長補佐、技術専門幹</p> <p>「下水道公社改革について」の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県派遣職員の減は8名 ・入札方法 予定価格を公開 4 流域：県内・県外で受注希望型、県外と契約する場合は県内企業に30%の下請 5 広域：処理場を分割し、県内業者に受注希望型 7 単独：県内業者に受注希望型とする <p>・H15以降：検討を早期に具体的に早急に行うこと 下水道課で部長、監理課長、公社へ説明を行う</p>

日 時	検討経過等
H15.1.30 ~ 31	<p>一括管理受託市町村に対し、公社が H15 からの新しい入札制度について説明</p> <p>対応：下水道公社</p> <p>説明相手：5 広域・8 単独 市町村組合</p>
H15.2.3	<p>1 月 30 日、31 日の市町村へ説明した時の状況について、下水道課が公社から説明を受ける</p> <p>【市町村からの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度の入札でメンテが変わると安定した維持管理が望めない。 ・標準法、純酸素法は、まだ県内企業には任せられない。受注している県外法人は、地域から雇用しているので、入札に参加させたい。 ・維持管理の効率化を図るため、広域管理を進めてきた。メリットのある広域管理を分割することは考えられない。 ・重要な話を予算が、ほぼ固まった段階で出されて困る。1 年かけて検討すべきだ。 ・このまま進めるのであれば、入札を市町村で実施する。それ以外は、従来どおり公社にお願いしたい。
H15.2.4 及び 2.6	<p>下水道課長が各広域の代表市町村下水道担当課長へ説明会の方向で同意されるよう依頼の電話をする</p>
H15.2.5	<p>経営戦略局企画員に下水道課長から市町村説明会の結果を説明内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村説明会の結果を説明 ・広域管理構想に基づいて、中小市町村の維持管理コストの縮減に取り組んでいるので、広域管理を分割することが受入れ拒否のネックになっていることを説明
H15.2.6	<p>土木部長が、政策秘書室担当者から「知事決裁事項」の内容で市町村を説得するよう言われたと、下水道課に対し指示</p> <p>対応：下水道課長、下水道課課長補佐、技術専門幹</p> <p>H15 の維持管理業務の受注希望型の試行について公社が業者へ説明</p> <p>対応：下水道公社</p> <p>出席：県外 41 社、県内 50 社</p>

日 時	検討経過等
H15.2.7	<p>下水道課長及び公社専務理事が、関係市町村の首長ないしは3役他へ説明 内容：県及び公社の方向で同意されるよう説明</p> <p>知事から下水道公社の発注について指示 対応：土木部長 内容 ・談合防止・県内企業へ受注ということで検討させ決めた ・部長は指示した事項を遵守させること ・指示に従えないのはいかなる理由か ・談合の温床との指摘のある経常JVについて除外する</p> <p>土木部長・監理課長と打合せ 対応：下水道課長他 内容：関係市町村の理事者を訪問した状況を報告</p> <p>土木部長より知事の方針どおり対応するよう指示 対応：下水道課長、課長補佐、技術専門幹、監理課長、公社専務理事等</p>
H15.2.10	<p>下水道課及び公社担当者が、関係市町村の下水道担当課長へ説明 内容：県及び公社の方向で同意されるよう説明</p> <p>土木部長・監理課長と打合せ 対応：下水道課長他 内容：関係市町村の理事者を訪問した状況を報告</p>
H15.2.12	<p>下水道課長及び公社専務理事等が、関係市町村の首長ないしは3役他へ説明 内容：県及び公社の方向で同意されるよう説明</p>
H15.2.13	<p>市町村から厳しい意見があり、一括管理を受け入れてもらえないため、土木部長と監理課長へ、下水道課、公社で報告し、今後の対応を打ち合わせ 内容：14日の朝に知事に部長、専務理事が状況を説明することとする</p>

日 時	検討経過等
H15.2.14	<p>土木部長、公社専務理事、公社理事が知事に市町村の回答状況を説明</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事は検討すると答える ・ 土木部長に対し小林誠一氏に会って意見を聞き、対応を決めるよう指示する ・ 知事は、随意契約をほのめかす ・ 知事から、「小林誠一氏を悪く言う人がいるが、よい人だ」旨の発言 <p>土木部長と小林誠一氏が会談する。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策秘書室担当者がまとめた「下水道公社について」という文書を小林誠一氏に見せる <p>土木部長から、「下水道公社について」の内容が下水道課及び公社に伝達</p> <p>「下水道公社について」の内容</p> <p style="padding-left: 40px;">課題を H15 年 8 月までに解決することを前提として、4 流域、5 広域の維持管理業務については、H15 は随意契約としたい。</p> <p style="padding-left: 40px;">公社の技術力への疑義・技術支援料の説明不足等市町村からいただいた批判については、土木部長・下水道公社が関係者に謝罪することとしたい。</p> <p>これを受けて、平成 15 年度入札の対象とならないところは随意契約とし、千曲川流域下流処理区は受注希望型競争入札で行うことを確認した。</p> <p>土木部長等が 17 日、18 日に理事者と面会可能な関係市町村に謝罪に行くこととする。</p>
H15.2.14 ないし 17	<p>「下水道公社について」の疑問点を下水道課長が土木部長と協議</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 15 年度に公社内規の 3 年毎に行う入札の対象となるのは、千曲川流域下流処理場と佐久南部広域の 2 件となるが、佐久南部の対象業者をどうするのか。 ・ 土木部長は、政策秘書室担当者に小林誠一氏に確認することを依頼 <p>政策秘書室担当者が小林誠一氏に土木部からの確認事項の内容を伝える</p>

日 時	検討経過等
H15.2.14 ないし 17	<p>「H15 下水道公社発注について」という文書を作成し、知事の確認を得て、土木部長に手渡す。</p> <p>「H15 下水道公社発注について」の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 流域、5 広域、6 単独全てにおいて、公社改革の方向を示すことを前提に、H15 は随意契約とする ・ 流域（千曲川流域下水道下流処理区）については、県内 2 社（1 社 10%以上）の下請けを入札条件とする
H15.2.17	<p>下水道課から公社あてに「H15 下水道公社発注について」をファックス送信する（午前 10 時 38 分）</p> <p>土木部長、公社専務等が市町村を訪問し謝罪</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道課長が、3 流域の建設事務所長に経過と内容の説明を電話で行う ・ 下水道課から単独管理の町村担当課長に電話で方針変更の内容と謝罪を行う
H15.2.18	土木部長、公社専務等が市町村を訪問し謝罪
H15.2.19	<p>関連市町村組合の下水道担当課長に、下水道課長、公社専務理事から、経過報告及び今後の対応を説明</p> <p>H14 維持管理受託業者に公社専務理事から、経過報告、今後の対応を説明</p> <p>知事記者会見</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道行政の縦割りの弊害、今後財政破綻のおそれがあるため、「下水道のあり方検討委員会」を 1 月に発足させた。 ・ 維持管理業務の県内企業優先にシフトさせるとともに、市町村の費用負担軽減を指示したが、市町村から厳しい指弾を受けた ・ 公社の管理責任のあり方の問題、また技術支援料の内訳が一括いくらであり問題 ・ 下水道公社・下水道課に指示 <ul style="list-style-type: none"> 下水道公社の平成 15 年度の技術支援料の内訳を明らかにする 平成 15 年度 8 月までに下水道公社の管理責任と技術支援料のあり方及び県内企業育成を前提とした適正な入札方法について早急に解決し市町村の了解を得る 本年度の入札に関して 3 月末までは従来の方法で行う ・ 技術支援料の説明不足について公社理事長・土木部長が関係者にお詫びに伺っている ・ 下水道のあり方は、今後多くの市町村や都道府県の財政の問題に直撃するので、長野県は先駆けて、改革を進めるよう指示している

日 時	検討経過等
H15.2.19	関係市町村長・組合長あて土木部長及び公社理事長より「下水道公社の入札制度の改革について」の文書発送
H15.2.25	関係建設事務所長あて本件の検討経緯及び今後の対応について、文書により情報提供
H15.3.25	3月24日に実施された平成15年度下水道処理施設運転管理業務委託に関する入札経過書を、経営戦略局が求め、下水道課から提出する

この経過によれば、土木部及び公社は、田中知事の意向に沿うよう「下水道公社改革の方向」に従って、「公社が再委託している広域及び市町村下水道の維持管理業務」について「県内本社企業に発注」するなどの事項を実現するため、懸命に努力をした様子が理解できる。

しかし、「下水道公社改革の方向」に記載された改革を進めるためには、関係市町村の理解を得るにはあまりに性急であり、土木部長であった小市正英証人も「市町村も、急に方針を変えることについては、年度末も近く、委託業者とは契約を継続してやってきているというような状況の中で、性急すぎ、市町村からの理解が難しいということがあって、最終的には15年度は従来どおり随意契約となった。」旨の証言を行っているとおりである。

このことについては、平成15年2月19日の知事会見で田中知事も、「市町村から厳しい指弾を受ける結果となり、平成15年度8月までに下水道公社の管理責任と技術支援料のあり方及び県内企業育成を前提とした適正な入札方法について早急に解決し、市町村の理解を得る。」旨を述べているところである。

(オ) 知事後援会幹部との相談等について

上記(エ)に記載のとおり、平成15年2月14日に土木部長及び公社専務理事が知事に市町村の回答状況を説明した際に、田中知事は土木部長に対し、知事後援会の事務局長であった小林誠一証人に会って意見を聞き、対応を決めるよう指示をしたとされている。この点に関して、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 公社専務理事であった田中邦治証人は「小林氏に相談するといいかもされない」旨、知事から言われたと証言している。
- ・ 下水道課長であった矢澤久男証人も、土木部長、公社専務理事から知事の発言を伝え聞いたことを証言している。

その後、土木部長であった小市正英証人は、小林誠一証人と会談しているが、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 政策秘書室の担当職員であった近藤眞証人は、「2月14日の10時ないしは11時頃、小林誠一氏が政策秘書室へ来て、土木部長に会いたい旨、言われたため、土木部長と調整し、午後1時に政策秘書室で、土木部長と小林誠一氏と近藤眞証人で話をした。」旨の証言を行っている。
- ・ 小市正英証人は、「当時の政策秘書室の担当の近藤氏から会ってほしいという話があり、政策秘書室の応接室で会った。」旨の証言を行っている。

その際、近藤眞証人が作成した「下水道公社について」という文書を小市正英証人と小林誠一証人に渡したが、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 近藤眞証人は、小林誠一証人の反応について、「特にリアクションのない、そういうことでしょうかという感じだったと思う。」旨の証言を行っている。
- ・ 小市正英証人は、小林誠一証人から「15年度は市町村の方でも問題等があるようなので、15年度は現状の方式でいいので、15年度中に新しい方向への検討をしてもらいたい」旨の話があったと証言している。
- ・ 小林誠一証人は、「日時ははっきりしないが、土木部長とは会っている。」旨の証言を行っている。

また、上記（エ）に記載のとおり、平成15年2月14日ないし17日（関係する証人の記憶が不明確であり特定ができない。）に「下水道公社について」の疑問点を下水道課長が土木部長と協議し、土木部長は、政策秘書室担当職員に小林誠一氏に確認することを依頼している。この点に関して、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 矢澤久男証人は、「14日の『下水道公社について』という文書の疑問点があり、17日の朝に小市土木部長に確認を依頼した。部長が近藤氏に確認し、その日のうちに『H15下水道公社発注について』という文書を部長から受け取った。」旨の証言を行っている。
- ・ 小市正英証人は、「記憶が定かではないが、14日の『下水道公社について』の確認をするに際し、近藤氏から新たに『H15下水道公社発注について』を受け取り、指示をされたことがあったのかなと思う。」旨の証言を行っている。
- ・ 近藤眞証人は、「H15下水道公社発注について」という文書を作成し、小林誠一証人に伝えた上で、小市正英証人に文書を渡した旨を証言している。

以上の経過を見ても、平成14年12月25日の「下水道公社改革の方向」を検討していく県としての方針等を決定していく過程で、当時、知事後援会幹部であった小林誠一証人に県職員が相談等を行っている事実は確認することができる。

なお、近藤眞証人が作成した「下水道公社について」及び「H15下水道公社発注について」の知事決裁について、大月良則氏から提出された陳述書並びに近藤眞証人の証言によると、以下のとおりである。

【陳述書（大月良則氏）】

- ・ 「下水道公社について」は、土木部との調整や知事への報告を踏まえて近藤氏が作成をし、説明を受けた。作成時期は2月14日以前だったと思う。知事への説明日は記憶がないが、夜、私が長野モデル推進担当が所管していた案件について知事へ報告に行く際に、近藤氏から「渡すだけで知事は分かるから、これでいいか確認してくれ」という趣旨のことを言われ、知事へ渡して、知事の確認を取ったと思う。
- ・ 「H15下水道公社発注について」は事前に見せてもらったのかの記憶は定かではなく、私はその内容を知事に説明し、決裁を受けた記憶はない。2つの文書は、内容的に矛盾しており、土木部へ渡せば混乱を起こすことは明らかであり、同時期に作成され私が見ていれば、整合性を取って一つの調整案にしたと思うので、多分違う時期に作成をされたと思う。

【近藤眞証人の証言】

- ・ 知事へ報告はしなければならないので、いくつかの問題点を書いて、大月氏と2人で相談して「下水道公社について」を作成し、知事に報告してもらった経過がある。
- ・ 土木部長から確認の話があったので、文書の詳細を大月企画員と私が詰めた。土木部長から電話があったのは、午後の遅い時間だと思う。知事に決裁をもらった時間は、遅かったと思うが、記憶にない。「下水道公社について」及び「H15下水道公社発注について」の2文書が知事のところに行って、それで決裁になった。決裁は大月企画員が担当している。
- ・ 大月企画員から知事に説明し、これで了承がとれたという報告を受けて、部長に持っていったと思う。
- ・ 時系列的には、知事の実情を知るのがあとになっていると思う。

以上の内容を見ても、この2文書について、知事の決裁を受けた状況は明確ではないが、大月良則氏が必ずしも知事の決裁に関与していたものではないことが考えられる。

小林誠一証人は、知事後援会幹部であると同時に、下水道の維持管理業務を行う関連会社の役員でもあるが、小林誠一証人に関する認識について、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 小市正英証人は、「実態としては小林氏が12月の方針についてもかなり深くかかわっていると思っており、下水道課でもそういう認識だった。」旨を証言しており、「知事の意向を受けて最終的な方針を決めるという過程の中で、知事も技術的な内容はわからないから、少なくとも小林氏の意見を反映しておかなければ、知事の実情を得られない。」旨の証言を行っている。
- ・ 矢澤久男証人は、「平成14年12月25日の『下水道公社改革の方向』の書き方等を見ると小林誠一氏が書いたものではないかとの感じを受けていたが、部長から小林誠一氏と相談して今後の対応を決めると言われた時点ではっきり、12月25日の文書も小林誠一氏が作成したという印象を受けた。」旨を証言しており、「2月14日に『下水道公社について』の文書が出されてから、17日の確認等を部長や政策秘書室を通じて小林氏で行ったのは、小林氏の方針で動いていたものと認識している。」旨の証言を行っている。
- ・ 下水道課課長補佐であった早川守証人は、「小林誠一氏の意向に沿った形で文書等が来ていたのではないかと思われる。」旨の証言を行っている。
- ・ 下水道課技術専門幹であった田中利喜夫証人は、「今思えば知事後援会幹部の指示があったかなと思う。」旨の証言を行っている。
- ・ 近藤眞証人は、「小林誠一氏から意見を聞くということであれば問題ないと思うが、意思決定に参加するということであればおかしなことだと思う。『下水道公社について』を小林氏に見せなくてもよかったが、決裁とか決定にかかわったということまではいかないと思う。」旨を証言しており、「小林誠一氏とは、ペーパーを見ながら相談等を行ったことは絶対はないが、えん曲的に聞いた部分もある。面談してのやりとりは複数回あった。」旨の証言を行っている。また、「小林誠一氏に文書を見せた行為はうかつな行為であったと思う。県内部の意思形成過程にあるものを、県庁外の人に見せる必要はないということである。」旨を証言している。

このことについて、小林誠一証人は以下の旨を証言している。

- ・ 私は下水道事業に対する問題点の指摘を強く言ってきた人間なので、あらゆる人に文書は渡していると思う。
- ・ 私としては、入札制度だけではなく、今までの長野県の下水道行政は一生懸命やってきたのかもしれないが、下水道公社も含めて、結果としてそうではないのではないかということ、機会あるごとに私はあらゆる人に言ってきた。

(カ) 平成14年度における公社改革等の状況について

平成15年度の公社の流域下水道維持管理業務の再委託（入札は平成15年3月24日に実施）については、前記（1）アの「入札・契約等の経過について」に記載したとおり、千曲川流域下水道下流処理区のみ指名競争入札を実施し、残りの3処理区は前年度の受託業者と随意契約を行った。千曲川流域下水道下流処理区については、県内業者2社（1社10パーセント以上）の下請けを入札条件としている。

これらは、「下水道公社について」と「H15下水道公社発注について」の2通の文書の内容に従って実施されたものである。

平成15年3月20日付けで「下水道公社事業見直し検討委員会設置要綱」を施行し、平成15年8月までに公社の事業見直しの検討を行うこととした。

また、県は、県内の下水道等の効率的な整備、維持管理の検討等を行うため、「下水道のあり方検討委員会」を設置し、平成15年1月7日に第1回委員会が開催されている。

キ 平成15年度の状況について

(ア) 下水道公社事業見直し検討委員会について

平成15年2月19日の知事会見で、田中知事が「下水道公社の平成15年度の技術支援料の内訳を明らかにする」こと、及び「平成15年度8月までに下水道公社の管理責任と技術支援料のあり方及び県内企業育成を前提とした適正な入札方法について早急に解決し市町村の了解を得る」ことを公社及び土木部下水道課に指示したことを受け、平成15年度に公社及び下水道課は、「下水道公社事業見直し検討委員会」を設置し、公社の事業見直し等を行った。

提出された記録によれば、「下水道公社事業見直し検討委員会」は、関係市町村の下水道関係課長、県下水道課長、流域下水道を所管している建設事務所長、公社専務理事、公社理事、公社の現地事務所長を委員とし、平成15年4月15日に準備会を開催したことを始まりとして、同年8月5日付けで「下水道公社の事業見直し報告書」を提出している。

この報告書に関する知事への報告は、同年8月22日に行われ、その際に知事から出された課題に関する打合せを同年8月26日に実施している。

また、土木部長からは、同年9月2日に流域下水道維持管理業務の入札について、「公社において、県内企業の参入（育成）を優先し、それぞれの流域で何ができるか前向きに検討すべきである。」という指示が出されている。

(イ) 流域下水道維持管理業務の入札に関する検討経過等について

県内企業の育成を前提とした適正な入札方法については、「下水道公社の事業見直し報告書」にも記載されているところであるが、平成16年度の流域下水道維持管理委託業務の入札に向けた具体的な検討は、土木部及び公社で行われており、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 土木部長であった小市正英証人は、「知事へ10月の下旬に、流域下水道の考え方について、16年度に向けての方向性の話をした経過がある。流域下水道の維持管理業務の入札の参加資格についても、従来は県外と県内のJVだけであったのを、県内だけ、また県内同士のJV等も追加をして検討するというようなことも含めて、知事へ方針を話した経過がある。」旨を証言し、「その後、16年度の入札に向けて、下水道課、公社で検討したが、下水道課内でも流域下水道の維持管理を県内企業だけで大丈夫なのかどうかの議論等もあり、時間が経過してしまったというのが事実である。」旨の証言を行っている。
- ・ 下水道課長であった田附保行証人は、「平成15年10月29日に維持管理業務の入札方法及び公社の組織見直しについての検討結果を知事に説明した内容は、記憶がはっきりしない。」旨を証言し、入札に関して「部内で検討したメンバーは、土木部長と監理課長、下水道課の係長以上の職員で検討した。」旨の証言を行っている。
- ・ 公社の管理係長であった松沢克典証人は、「配置する技術者の数は下水道課と公社で議論をして、なかなか結論が出なかった。」旨の証言を行っている。

これらの証言にあるように、平成16年度の流域下水道維持管理委託業務の入札に関する検討は、最終的な結論が出るまでに時間を要したため、その後の入札事務手続きに大きな影響を及ぼす結果となった。

(ウ) 入札に関する手続き等について

上記(イ)の検討を踏まえて、平成15年度中に行われた「平成16年度の流域下水道維持管理委託業務」の入札に関する手続き等の経過は、提出を受けた記録等によれば以下のとおりである。

日 時	検討経過等
H16.1.30	<p>「平成 16 年度の流域下水道維持管理業務の入札方式について」(15 下第 198 号 平成 16 年 1 月 30 日付け 下水道課長名)を公社理事長あてに施行 [土木部]</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札方式：一般競争入札（事前審査型） ・ 参加資格要件 <p>入札参加資格：県競争入札参加資格「下水道等維持管理」を有している者</p> <p>等級格付け：単独 A 級、共同企業体の場合 代表者 A 級、構成員 A・B 及び C 級</p> <p>共同企業体の構成及び地理的要件：諏訪湖 県内・県外 J V、その他 県内単独又は県内・県内 J V</p> <p>千曲川下流・千曲川上流・犀川安曇野の順で一抜け方式を採用</p>
H16.2.2	請負人選定公社委員会 [公社]
H16.2.4	請負人選定委員会 [公社]
H16.2.6	<p>公告 [公社]</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示場所は公社ホームページ ・ 公告文・申請書・資格様式はホームページ、設計図書の閲覧 ・ 設計図書の閲覧は入札日まで ・ 入札は 3 月 26 日 <p>資料作成説明会出席者の受付（2 月 6 日～10 日まで）[公社]</p>
H16.2.12	資料作成説明会の開催（公社）
H16.2.19	申請書、資料の提出受理開始(受付期間：5 日 19 日～25 日) [公社]
	受付時ヒアリングの実施 [公社]

日 時	検討経過等
H16.2.24	<p>経営戦略局担当職員より「知事から次の指示があったので、検討のうえ対応されたい。」旨を下水道課課長補佐に伝達</p> <p>下水道課課長補佐は口頭電話記録簿の様式を用いて、文書を作成 [土木部]</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転管理業務の入札を取り止めること ・ 16年4月から6月までの3ヶ月は、現在の受託企業と随意契約すること ・ 16年7月以降翌年3月までの業務について改めて入札を行うこと（入札は5月末頃行い、業務開始の7月までの期間を1月位は確保すること） <p>下水道課課長補佐は、土木部長、監理課長、下水道課長、公社専務理事等に以上の内容を伝達する。</p>
H16.2.26	<p>下水道課が2月24日の指示を受けて検討した結果を、「流域下水道の処理施設運転管理委託業務について」という文書にまとめる [土木部]</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加等確認申請書の提出状況 県内 4者 県外 2JV ・ 入札の取り止めは困難である。 ・ 随意契約する場合、3ヶ月の継続受託が可能か不明である。 ・ 次回の入札に向けては、準備期間の確保に努める。
H16.2.27	<p>経営戦略局担当者から下水道課長に、「入札を中止した方がいいのではないか」という旨の話がある。 [土木部]</p>
H16.3.1	<p>参加資格等の確認 [公社]</p> <p>土木部長が公社専務理事、下水道課長等と打ち合わせ</p>
H16.3.2	<p>土木部長から下水道課で入札を見直すよう指示 [土木部]</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公告要件の不備によるものとして入札を中止する。 ・ 現行の委託業者と随意契約を締結する。
H16.3.3	<p>入札参加資格審査申請業者等への説明を、下水道課長及び公社専務理事が行う。（3月3日～5日）</p>

日 時	検討経過等
H16.3.8	<p>「平成16年度流域下水道に係る下水道処理施設運転管理業務の委託について（依頼）（15下第217号 平成16年3月8日付け 土木部長名）を公社理事長あて施行 [土木部]</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転管理業務の入札を取り止める。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月26日入札、4月1日業務開始では、技術者の確保ができない企業があり、入札参加の応募が少ないため、入札参加の意思ある企業が無理なく入札参加できるように入札時期等の検討が必要である。 ・ 本店が県内とした地域要件に疑義が生じ、検討の必要がある。
H16.3.9	<p>「平成16年度流域下水道に係る下水道処理施設運転管理業務委託の入札の取り止めについて（お知らせ）」（15下公第194号 平成16年3月9日付け）を公社より入札参加資格審査申請業者に施行 [公社]</p>

上記のとおり、公社は、平成16年1月30日付けの「平成16年度の流域下水道維持管理業務の入札方式について」に従って、平成16年度の入札手続きを実施していた。しかし、同年2月24日に経営戦略局の担当職員が土木部に対し、知事からの指示事項を伝えたとされる時点から、一転して入札を中止することとなった。

（エ）入札の中止について

入札の中止に関して、関係する証人は2月24日の経緯等を、以下のとおり証言している。

- ・ 土木部長であった小市正英証人は、2月24日の「下水道課課長補佐からの報告の中では、中止の方向で検討するよう」ということで、その段階では中止ということではとらえていない。」旨を証言し、「2月25日に下水道課長から、締め切ったが応札者が非常に少なく、諏訪湖は2JVが応札をしたが、1つは失格になった。3流域は、3単独と1JVで4者の応札があった。そのうち、1社が今回の入札に合わせて県内に本社を移した者が入っているが、条件的には対象になるという話があった。」旨の証言を行っている。
- ・ 下水道課長であった田附保行証人は、「2月24日に下水道課課長補佐が経営戦略局担当者から聞いたという話を私も聞いている。経営戦略局から早くやれという意思表示がされたとも認識していた。」旨を証言し、「25日が申請の締め切りであり、何社申請があったかは、25日か26日の朝一番に部長へ報告した。」旨の証言を行っている。

- ・ 下水道課課長補佐であった松野賢衛証人は、「経営戦略局の担当者が2月24日の何時ごろ来たか記憶にないが、当時、下水道課長が不在であり、私が在席していたため、口頭電話記録簿に記録してあることを言われたので、そのまま記録した。」旨を証言し、「経営戦略局の担当者が言ったのは、知事がこういう判断で指示をしたと言ったので、記録した。」旨の証言を行っている。
- ・ 経営戦略局の担当者であった野崎真証人は、松野賢衛証人が作成した口頭電話記録簿について「知事から次の指示があったという言い方をしているはずだが、下水道課で受け取ってこういう表現になったのかもしれないということは指摘させてもらうが、私はこう思うと言ったことは、確かに書いてあるとおりである。」旨を証言し、「知事にも相談してあるというようなことを、もしかしたら言ったかもしれないというのはある。土木部がそう受けとめる可能性はあるということは感じる。」旨の証言を行っている。

また、「入札の最終判断は、当然土木部が行うことなので、自分なりに考える中で、1回中止した方がいいのではないかと考えた記憶はある。土木部長が最終的に判断するものだと思っており、私も一緒にその中に入って、私の意見を言わせてもらったととらえていた。」旨の証言を行っている。

野崎真証人の証言によれば、土木部に対して「自分なりに考える中で、1回中止した方がいいのではないかと述べたが、「知事に相談してある」とは言ったかもしれないが、「知事から指示があった」とは言っておらず、「知事からの指示」というのは土木部の受けとめ方であるということである。

野崎真証人は、この入札中止の件に関する知事からの指示について、以下の旨を証言している。

- ・ この件に関しては、知事から具体的に指示は一切受けていない。私のパソコンに、この入札に関して、入札から作業開始までの期間が短すぎて応札できないという匿名のメールが入り、それを見て調べ始めた。
- ・ 知事と1度は相談しており、下水道課に私の考えを伝える前に、こういう問題が起きていて、私としては、土木部にもこういう方向で話をしたいという相談はしている。

- ・ 入札を止めた方がいいのではないかとと思うに至って、土木部とこういう話をしたいと思うと、知事に言っている。そのとき知事からは、この件は、あなたと土木部がよく話し合って決めてくれと言われている。その後は、全部結論が出るまで特段知事には相談していない。
- ・ 知事とは、中止ということまで含めて話したように記憶している。私が知事に話した時点ではそれは私の意見であって、知事からはその意見でいいよというお墨つきをもらったとは、私は全然理解はしていなかった。これから土木部と話すという点を理解してもらったと考えている。
- ・ おそらく知事は最終的には土木部が判断することだと思っていたと思うが、その過程において、問題点を土木部にも提示しながら話をせよという部分については、知事が直接土木部長と話すのではなくて、私に委任されたのかなという気はしている。
- ・ (中止した方がいいというのは、野崎証人が全く1人で判断したことについて) そのとおりである。

野崎真証人は、上記のとおり、入札の中止に関しては、「匿名のメールが入り、それを見て調べ始めた。」旨の証言をしているが、そのメールの具体的な文面等については、「匿名のメールであったため返信しないため、プリントアウトしておらず、はっきり文面も覚えていないが、応札しようとしている会社の方だろうということは文面から推測できた。」旨の証言を行っているところであり、入札を中止するという重大な決定を行う発端としては、不明確な部分もあるところである。

この野崎真証人の証言について、知事である田中康夫証人は以下の旨を証言している。

- ・ 公告から入札までが時間が短いという中で、業者の準備が整わないだろうということで中止、延期になったと私は聞いている。
- ・ この入札の件に関しても、進捗状況に関して適宜報告は受けていたかと思う。ただ、この件は、状況を私よりもより詳しく基本的知識がある野崎氏あるいは土木部が話をする中で決定したものだとして記憶している。

当時、野崎真証人は、土木部を担当する政策秘書という立場であり、入札の中止に関する野崎真証人の発言について、土木部長であった小市正英証人は、以下の旨を証言している。

- ・ 経営戦略局の政策秘書から来る指示は知事の指示と受けとめ、仕事をしていたので、指示というのは知事の指示、知事の意向であると受け取っていた。
- ・ 我々は（知事と政策秘書は）一体で考えているので、一体的に作業が行われて指示が来ると受けとめている。状況によっては、任されて判断をしているものもあると思うが、下水道に関しては、知事も含めて、そういう指示があったと受けとめている。

また、元総務部長で、経営戦略局長の経験もある小林公喜証人は、各部局の受けとめ方について、以下の旨を証言している。

- ・ 各部局の受けとめ方は、経営戦略局から話があれば当然知事からという受けとめ方だと感じていた。
- ・ 当時の経営戦略局の職員に対し徹底したのは、一担当者として言ったことが部局から知事の考えだと思われてしまう。また、知事が言っているから従えというような形で各部局と調整をするのは慎んでもらいたい。知事の方針、指示がはっきり出たものははっきり言ってもいいが、そうでない場合には、各部局が知事からの指示だと誤解をされないよう接してほしいと指示をした記憶はある。

なお、提出された経過によると、応札業者からは、入札の中止に関して疑問が寄せられ、土木部長名で回答している経緯があるものである。

（オ）入札中止に関する知事後援会幹部との連絡等について

入札の中止に関して、当時、知事後援会の事務局長であった小林誠一証人との連絡等の状況について、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 野崎真証人は、「小林誠一氏には、私から1度電話をしたことはある。この入札は期間が短すぎるという話があるが、率直に言って、業者から見てどうなのかということを知った記憶がある。小林氏も、同業者から2、3同じような声は聞いていると伺ったことは覚えている。（5日しか期間がないことは）知っていたと思うし、後から見れば小林氏が役員を務める法人も資格申請しているので、知っていたと思う。この入札の問題に関して、小林氏から電話が来たことはない。」旨の証言を行っている。
- ・ 田中康夫証人は、小林誠一証人とこの件に関して連絡を取ったことがあるかについて「記憶が定かではない。」旨の証言を行っている。

- ・ 小林誠一証人は、「明確な記憶がない。野崎氏が、あの状況で電話をしたということであれば、電話をしたということだと思う。」旨の証言を行っている。

また、入札の中止に関する県の機関等へのメールの送信について、小林誠一証人は、以下の旨の証言を行っている。

- ・ 私は、そういう行動は一切していない。そういうメールは送っていない。長野県のどこにも送っていないはずであり、そういうことをしていないはずである。

(カ) 知事後援会幹部の働き掛け等について

知事後援会の事務局長であった小林誠一証人が、平成15年度において県及び公社の職員等と面会し、働き掛けを行ったとされる経過等は、記録及び証言によれば以下のとおりである。

日 時	打ち合わせ事項等
H15.4.16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間：14時30分～15時30分 ・ 場所：経営戦略局応接室 ・ 出席者：知事後援会幹部、公社専務理事、公社理事、経営戦略局職員（2名） <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社の見直作業を進めているが、次の2点について予め考えを聞かせてほしい（公社から知事後援会幹部に意見を求める） <p>16年度及び17年度で、40人の県職員を県に返すよう指示されているが、公社の職員数は、現在の半分となり、流域終末処理場の維持管理の受託だけにならざるを得ない。</p> <p>（回答）汚泥の広域処理等の新しいビジョンがあるならよい。流域の管理だけしかできないということであれば、外郭団体見直し専門委員会から、公社は廃止すると言われてしまう。</p> <p>市町村から、公社の再委託を県内企業に限定することに対して、批判的な意見が出されている。公社としては県内・県外企業が同一に入札を行い、県外企業が落札した場合、当該企業は一定の割合を県内企業に下請けさせる方法を取ることはどうか。</p> <p>（回答）県内・県外企業が同一参加のもとで入札を行うことは面白い、実行してみよう。</p>

日 時	打ち合わせ事項等
H15.4.17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間： 9 時～ 10 時 30 分 ・ 場所： 県庁西庁舎 303 号会議室 ・ 出席者： 知事後援会幹部、経営戦略局職員（ 2 名）、下水道課職員（ 課長、技術専門幹、課長補佐） ・ 知事後援会幹部からの提案に従って検討 <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内企業が維持管理業務受注に参入できるよう配慮すべき ・ 広域汚泥処理体制の確立 ・ 下水道公社のあり方について ・ マンホールポンプの維持管理体制の確立 ・ 下水道処理施設の工事単価が高い
H15.4.23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間： 11 時 30 分～ ・ 場所： 下水道公社 ・ 出席者： 知事後援会幹部、公社専務理事 <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚泥処理の実態、将来はどうあるべきかについて 8 月頃までにまとめてほしい。（知事後援会幹部より要望）
H15.4.23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 場所： 長野市内ホテル ・ 出席者： 知事後援会幹部、公社（専務理事、理事）、下水道課長 <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道における取り組むべき課題について意見交換 ・ 知事は、ここにいる 3 人が中心になって下水道に関わる問題の解決に当たってほしいと考えていると思う。（知事後援会幹部の発言）
H15.5.20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 場所： 経営戦略局会議室 ・ 出席者： 知事後援会幹部、経営戦略局職員、下水道課長 <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道あり方検討委員会について
9 月定例会終了後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 場所： 土木部長室 ・ 出席者： 知事後援会幹部、土木部長、下水道課長 <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内企業を優先した入札について
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 場所： 公社 専務理事室 ・ 出席者： 知事後援会幹部、公社専務理事、下水道課長 <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内企業を優先した入札について

上記のとおり、平成15年度の4月、5月に知事後援会幹部と県及び公社の職員等との打合せ等が、複数回開催されており、これらの会議等の内容を記載した公文書に対する公開請求の経緯等については、後記の「2『下水道関係の働き掛けに関する文書』に係る公文書公開請求に関する事項」に記載する。

なお、平成15年の9月定例会終了後に行われた小林誠一証人と土木部長と面談について、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 土木部長であった小市正英証人は、「議会の終わったあとで、小林誠一氏が来て、県内業者優先という方向でやってほしいということであり、具体的に入札等の話はなかったように思う。特に技術的なことは、県内業者に下水道公社が技術支援をしてほしいというような話があって、下水道課長からいろいろ応答するというような内容だったと思う。」旨を証言し、「9月定例会終了後に小林誠一氏と会ったことについては、田附氏から話があって、私も記憶を戻したということであり、その内容も、こういうことだったという話を聞いた。技術支援の話については、課長の方で対応したと思っている。」旨の証言を行っている。
- ・ 下水道課長であった田附保行証人は、「県議会が終わった前後に、私のところへ電話があり、部長とも会って話をしたいということなので伝えておいた。私が呼ばれたときには、小林氏は部長室へ入っていた。それで、9月県議会で陳情が採択され、一般質問もされた経過がある中で、ぜひ県内企業優先とした入札にしてほしいという話があった。そのときに、県内企業は非常に技術的なノウハウが乏しいということで、下水道公社の技術的なサポートは欠かせないということは、私が前から主張しており、そういう話をした。」旨の証言を行っている。
- ・ 小林誠一証人は、「日時ははっきりしないが、土木部長とは2回会っており、その2回目だと思う。」旨の証言を行っている。

また、その後、下水道課長が同行し、小林誠一証人は公社の専務理事と面談しているが、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 公社の専務理事であった田中邦治証人は、「私の部屋へ来たときは、私は何も言わなかった。小林氏が下水道課長に「流域は県内の業者にやらせるように頼む」と言ったら、課長は「ええ、いいですよ」と答えた。私は、課長が一人でそんなことを答えてしまっているのかと思った。例えば技術支援は公社も関係するが、私はそういうことを相談してから答えるべきだと言っているものを、一方的にやりますよと答えてしまった。そのときに一番驚いたのは、一番難しい溶融炉を持っている諏訪も含めて返事をしてしまったので、私はすごい人だなと思った。」旨の証言を行っている。

- ・ 田附保行証人は、「小林氏から公社へも行って話をしたいということで、私も同行した。公社に技術支援についての話をし、公社へも技術支援に対する協力をお願いした。業者を伴って公社まで同行したということは、非常にまずいことだと思うが、私としては、断り切れなかったというのが現状である。最初は小林氏から県内企業優先とした入札にしてほしいという話があり、私が技術支援に協力してもらわなければ、私としても県内企業優先とした入札には取り組めないという説明をした。専務理事からはこれはやむを得ないという回答をもらったという記憶があり、公社が協力してくれるならば、私としても県内企業を優先とした入札については、問題は感じていないと、そこで話した記憶がある。」旨の証言を行っている。

公社専務理事と小林誠一証人との面談においては、平成16年度の流域下水道維持管理業務と関係する諏訪湖流域下水道の溶融結晶化施設についても、県内業者に発注する方向となるが、このことについて、田中邦治証人は以下の旨を証言している。

- ・ ある日の夕方、下水道課の課長補佐に呼ばれ、下水道課に出向いたところ、4流域を県内業者でできると公社の専務が言ったから私は受けたと下水道課長が言った。私はそのときものすごく怒った。県が県内業者にやらせるから公社も支援を頼むということになれば、公社としては言うことはないし、県内業者の選定基準は下水道課が決めることで、公社に相談するのならいいが、専務理事が了解したから答えたというのは、とんでもない話で、私にはそんな権限がないとはっきり言った。そのとき課長は、私のそばへも来ないで端の方で聞いていた。
- ・ 私は技術的なことはわからないので、部下に必ず聞く。技術支援をするためにできている公社なのに、そこへ技術支援の話をするのは考えられず、もし、慣れない県内業者がやるのであれば公社の技術者を増やしてもらいたいという要望は必ず出す。だから技術支援の話は一切なかった。
- ・ その後、下水道課の専門幹と課長補佐が公社に寄って、小林氏に話をしよう依頼されたため、諏訪湖については県内業者は難しいと電話をした。多分、小林氏も県内業者だけでやるというのは不安があると考えていたと思う。あのときの様子では、課長がまさか諏訪までいいと課長が言うとは思っていなかったと思う。だから小林氏も、私がぜひお願いしますと言ったら、しょうがないなということで済んだと思う。

このことに対し、田附保行証人は以下の旨を証言している。

- ・ 小林氏から、議会でも陳情が採択されたこともあり、ぜひ県内企業優先とした入札に取り組んでほしいという話の中で、私が、県内企業は、特に技術的なノウハウの少ない企業が多いため、どうしても技術支援が必要なのでぜひお願いしたいとお願いした。流域についても技術支援をお願いしたいと前々から言っていたが、協力するという返事は正式にはもらっていなかったため、そのときに特にお願いしたということである。
- ・ 私とすれば、技術支援が得られるならば問題ないのではないかという、そういう言い方をしたと記憶している。課の中では、本当に公社が技術支援を本格的にできるのかというような話もあり、諏訪湖はとても無理ではないかという話もあったが、経験の乏しい県内企業が入って、公社が本当にその技術的なサポートができるかということは大分論議にはなった。
- ・ そのときは技術支援が得られるということで話をしたが、いずれにしても下水道課とすれば、県内企業優先とした入札の方向へ動かざるを得なくて、それで課の中でもいろいろ話が出た。諏訪湖流域の結晶化炉は、非常にトラブルが多くて、県外企業がやってもうまくいっていないという話が出て、現地に行って、話を聞く中で、これは県内企業だけでは無理だということになり、諏訪湖だけは県外と県内のJVにするということになったと記憶している。
- ・ 諏訪湖流域は、県外・県内のJVということで、ほかの処理場とは条件が異なるが、小林氏へ特にお願いしてそうなったという経過は知らない。
知事からの指示も4流域ということだったが、諏訪湖については県内だけでは無理だという話もして、そういう中で、そういう方向にしましょうとなっていった記憶はある。

また、小林誠一証人は以下の旨を証言している。

- ・ 私は、下水道課長と公社へ行った記憶がなく、覚えていない。
- ・ （諏訪湖流域の関係で公社専務理事から電話を受けたことについて）記憶にない。なかったと否定するものではないが、あったか、なかったか自体、全く記憶にない。

（キ）平成15年度における公社改革等の状況について

上記キ（ア）に記載のとおり、県及び公社で設置した「下水道公社事業見直し検討委員会」の報告書は、平成15年8月5日付けで提出され、引き続き流域下水道維持管理業務の入札に関して検討が行われた。

検討の結果、入札方式は一般競争入札で実施することとし、参加資格要件についても県内企業の育成に配慮して、県内単独又は県内・県内JV（諏訪湖については県内・県外JV）等とした。

しかし、土木部及び公社における検討に時間を要したため、入札に関する一連の事務手続きに遅れが生じ、結果として入札を中止することとなり、運転管理業務を受託している業者に対し随意契約を依頼し、契約を締結することとなった。

また、県が設置した「下水道のあり方検討委員会」は、平成15年9月25日付けで「長野県の下水道のあり方 中間取りまとめ」を知事に提出し、平成16年3月26日付けで「長野県の下水道のあり方 平成15年度報告」を知事に提出している。

ク 平成16年度の状況について

(ア) 組織改正について

平成16年5月1日付けの組織改正において、水環境の観点から下水道行政を一元化するために、生活環境部水環境課に「生活排水対策室」を設置し、土木部下水道課で所管していた流域・公共下水道の業務、農政部農村整備課で所管していた農業集落排水処理施設の業務、生活環境部廃棄物対策課で所管していた合併浄化槽の業務を移管した。

(イ) 入札に関する手続き等について

平成16年度中に行われた「平成17年度の流域下水道維持管理業務」の入札に関する手続き等の経過は、提出を受けた記録等によれば以下のとおりである。

日 時	検討経過等
H16.12.17	<p>「平成17年度流域下水道終末処理場維持管理業務の契約準備について」(16水生第212号 平成16年12月17日付け 生活環境部長名)を公社理事長あてに施行 [生活環境部]</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札方式：一般競争入札 ・参加資格要件 <ul style="list-style-type: none"> 入札参加資格：県競争入札参加資格「下水道等維持管理」を有している者 等級格付け：単独A級、共同企業体の場合 代表者A級、構成員A・B及びC級 共同企業体の構成及び地理的要件：県内単独、県外・県内JV、県内・県内JV（諏訪湖の溶融結晶化施設は除外） 諏訪湖（溶融結晶化施設は除く）・千曲川下流・千曲川上流・犀川安曇野の順で一抜け方式を採用

日 時	検討経過等
H16.12.20	公告 [公社] 内容 ・ 掲示場所は公社ホームページ ・ 設計図書の見覧場所は本社（期間 12月21日～2月14日） ・ 入札は2月15日 資料作成説明会出席者の受付（12月20日～24日まで）[公社]
H16.12.27	資料作成説明会の開催 [公社]
H17.1.11	申請書、資料の提出受理開始(受付期間:5日 11日～17日) [公社] 受付時ヒアリングの実施 [公社]
H17.1.19	参加資格等の確認 [公社] 請負人選定公社委員会において確認結果の決定
H17.1.21	確認結果の通知 [公社]
H17.1.31	参加資格がない理由の説明要求 [公社]
H17.2.7	参加資格がない理由の説明に係る回答 [公社] 質問書の提出期限 [公社]
H17.2.9	回答書の見覧期限 [公社]
H17.2.15	入札 [公社]
H17.2.18	仮契約 [公社]
H17.3.8	配置技術者名簿等提出 [公社]
H17.3.9	請負人選定公社委員会において配置技術者を確認 [公社] 契約は平成17年4月1日 [公社]

平成17年度の流域下水道維持管理業務の入札を、いわゆる「一抜け方式」としたことに、生活排水対策室長である松沢克典証人は以下の旨の証言を行っている。

- ・ 一抜け方式を17年度に採用したのは、受注機会の確保と、県内業者の育成を考え、大手とのJVを認めたので、県内業者が数多く流域下水道に参加してもらいたいという考えがあり、生活排水対策室の中で検討をして決めた。
- ・ 県内業者の受注機会の確保は、知事の政策でもあり、県議会でも決議を行い（「公共工事等における入札制度の改善を求める決議」平成15年7月11日議決）、業者からも要望があったということもあった。
- ・ 16年度は、流域下水道の入札について、県内業者に限っていたが、結果的には応札数が少なく、競争性が働かなかった。県外の大手を入れてJVを認めれば応札者が増えるのではないかとということで、17年度はそうように変えており、16年度と17年度の大きな変更点はそこである。

また、諏訪湖流域下水道の溶融結晶化施設を分離したことについて、松沢克典証人は、以下の旨の証言を行っている。

- ・ 諏訪湖は溶融炉、高度処理があり、標準法の運転よりも難しいため、溶融炉の運転管理経験がなければとても安心して任せられないということがあり、16年の反省を踏まえて、17年度は溶融炉を分離することとした。
- ・ 平成17年度は一般競争入札で行い、4業者が応札した。下水道の溶融炉は全国でも数が少なく、溶融炉の運転管理ができる会社は数社に限られてしまう。溶融炉は稼働率が80%というのが、諏訪湖の溶融炉の設計の基準だが、定期点検に非常に手間暇がかかり、しかも運転管理が非常に難しいという施設で、普通の業者は手が出せない。

「平成17年度 下水道処理施設運転管理業務委託」の経過を見ると、諏訪湖の応札者が4JV、千曲川流域（下流）の応札者が4JV、千曲川流域（上流）の応札者が3JV、犀川安曇野の応札者が3JVであった。

しかし、全体で6JVの応札者しかなく、入札方式に一抜け方式を採用したため、結果として4JVが4処理場を各々落札することとなり、県が意図したような競争性の発揮されるものとはなっていない。

（ウ）平成16年度における公社改革等の状況について

下水道のあり方検討委員会において、平成17年2月22日付けで各ワーキングチーム（水環境保全システム、財政、施設の点検・維持管理の3ワーキングチーム）より報告書が提出されるとともに、同年3月10日付けで「『下水道のあり方検討委員会』総括報告書」が知事に提出された。

ケ 流域下水道維持管理業務に関する入札参加要件の変更経過について

平成15年度から17年度における流域下水道維持管理業務に関する入札参加要件の変更の経過は、提出された記録によれば以下のとおりである。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	
対象業務	諏訪湖、千曲川下流、千曲川上流、犀川安曇野	諏訪湖、千曲川下流、千曲川上流、犀川安曇野	諏訪湖、千曲川下流、千曲川上流、犀川安曇野	
入札方法	受注希望型競争入札	一般競争入札	一般競争入札	
参加資格要件	入札参加資格	長野県競争入札参加資格「下水道等維持管理」	長野県競争入札参加資格「下水道等維持管理」	
	等級格付け	A 級	単独 A 級 共同企業体 代表者 A 級、構成員 A・B 及び C 級	単独 A 級 共同企業体 代表者 A 級、構成員 A・B 及び C 級
	共同企業体の構成及び地理的要件	共同企業体の規定なし 地理的要件なし	諏訪湖：県内・県外 J V その他：県内単独又は県内県内 J V	県内単独、県内県内 J V、県内県外 J V 県内本店企業は県内での標準法の実績が 1 年以上必要
	同種業種の実績	標準法の実績があること 諏訪湖は溶融炉の実績があること	諏訪湖 J V 代表者：標準法及び溶融炉の実績があること J V 構成員：標準法の実績があること その他 単独・J V 代表者：標準法の実績があること J V 構成員：公共下水道の実績があること	単独・J V 代表者・J V 構成員：標準法の実績があること
	配置技術者要件	技術者数が必要人数いること	技術者数が必要人数配置すること	技術者数が必要人数配置すること
	総括責任者 副総括責任者	下水道処理施設管理技士 標準法の運転経験 総括責任者又は副総括責任者の経験を 2 年以上 標準法の実績 1 年以上	下水道処理施設管理技士 標準法の運転経験 総括責任者又は副総括責任者の経験を 2 年以上 標準法の実績 1 年以上	下水道処理施設管理技士 標準法の処理場での総括責任者又は副総括責任者の経験を 2 年以上 標準法の実績 1 年以上
特記事項	県外本店企業が受注したときは、契約額の 30 パーセント以上の下請け契約を県内本店企業と行う。 この場合副総括責任者 1 名は県内本店企業から選任すること。 下請け契約に伴う業務は県内本店企業の実績とする。			
その他		千曲川下流・千曲川上流・犀川安曇野の順で一抜け方式を採用する。	諏訪湖・千曲川下流・千曲川上流・犀川安曇野の順で一抜け方式を採用する。 諏訪湖溶融炉を分離発注	

コ 知事後援会幹部が関係する法人の受注実績等について

前記1のウからキに記述したとおり、小林誠一証人を含めた関係する証人が認めているように、知事後援会の事務局長であった小林誠一証人は、県あるいは公社に対して様々な文書により公社の改革等を提言しており、県あるいは公社の職員との懇談等を行い、あるいは相談等を受けることを通じて自らの見解等を伝えている。

小林誠一証人は下水道の維持管理業務を行う法人の役員を努めているが、その法人の流域下水道維持管理業務に係る受注実績は以下のとおりである。

下水道名	処理場名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
千曲川流域	下流処理区 終末処理場	受注実績なし	県外企業の下請	県外企業の下請	県外企業との JVにより受注
千曲川流域	上流処理区 終末処理場	受注実績なし	県外企業の下請	県外企業の下請	受注実績なし

上記ケに記載のとおり、流域下水道維持管理業務に関する入札参加要件の変更に伴い、小林誠一証人が役員を務める法人は、平成14年度まで受注実績がなかったものが、平成15年度及び16年度は県外企業の下請け契約を行い、平成17年度は県外企業とのJVにより受注する結果となっている。

これらの一連の経過について、小林誠一証人は以下の旨を証言している。

- ・ 私の働き掛けで県が方向を簡単に変えるほど、県職員が生やさしいかどうかは、皆さんもよく御存知のことだと思う。手続的なこともあり、いくつもフィルターもかかっているようなので、私一人の働き掛けで変わるとは思わないし、田中知事の後援会をもって、私は別に県の職員に圧力がかったとは思っておらず、私は純粹に自分の意見を述べたものである。
- ・ 商法上の規定では、株式会社は利益追求の組織で、一切の利益追求の場面で全力を尽くすのが株式会社であり、会社の構成員に課せられた責任である。

小林誠一証人の行動等について、関係する証人は、以下のとおり証言している。

- ・ 下水道課長であった田附保行証人は、小林誠一証人について「県内企業の実績が乏しく、下水道の運転管理業務への参入が非常に難しい状況の中で、県内企業をそういう方向へ持っていきたいという熱意はかなり高かった。特に自分の会社だけに対する利益誘導というものは、私からすれば全く感じられなかった。」旨を証言し、「小林誠一氏からの働き掛けによって県内企業優先とした入札制度にしたことは一切ない。」旨の証言を行っている。

また、「小林氏が後援会幹部ということがわかった後、打合せ等への出席を断るか、私が出席しないか、どちらかの道があったが、そういったことは非常にしづらい立場、環境にあったことは事実である。断ると不利益が当然出てくるという認識はあった。県のトップと通じており、下水道については、特に小林氏の関心があったため、向こうの要望にすべてこたえるというわけでもないが、話ぐらひは聞かなければならない状況にあった。」旨を証言し、「不利益について考えていたことは、異動等に影響する可能性は十分あると考えていた。」旨の証言を行っている。

- ・ 土木部長であった小市正英証人は、小林誠一証人について、「下水道事業にかかわっているということは事実であり、私もそういう方が政策秘書室や知事の政策アドバイザーというような立場にいることに関しては、こういうことでいいのかという思いは確かにあった。」旨を証言し、「当時は知事の意向ということでやっていたが、現状で考えると小林誠一氏の影響が非常に大きい中で動いたということは、非常に問題であると思う。」旨の証言を行っている。

また、「県内業者を優先していくというのは、土木部全般の方針であるが、性急で、吟味が必要ということに関しては、反省する点はあったと思う。全部とは思わないが、内容によっては下水道行政がゆがめられたという問題もあったのではないかと考えている。」旨の証言を行っている。

- ・ 下水道課長であった矢澤久男証人は、小林誠一証人の働き掛けについて、「利害関係者である立場からすれば、好ましいとは思っていない。15年度から17年度の入札結果等をみれば、利害関係者としてかかわってきたということを認識せざるを得ないと思う。」旨を証言し、「結果を見ると、働き掛けた成果もあったと認識している。」旨の証言を行っている。

- ・ 政策秘書室の職員であった近藤眞証人は、小林誠一証人について、「究極なボランティアだと思って仕事をしていると言っていた。私は、小林氏は仮に発注方法が変わっても入札しないという前提で話を聞いていた。今年になり報道されたときは、非常に残念であった。改革をするということであれば入札すべきではなかったとっており、非常に残念である。」旨の証言を行っている。

いわゆる「名刺営業」については、土木部職員による贈収賄事件を受け、田中知事が自ら、平成14年12月13日の知事会見において「名刺営業」の禁止を表明したところである。

しかし、関係する証人の証言においても、小林誠一証人と名刺交換を行った等の証言もあり、「名刺営業」の禁止という田中知事の方針にもかかわらず、小林誠一証人は他の業者では行うことのできない県あるいは公社の幹部に対する懇談等を通じた働き掛けを行っていたものである。ただし、その働き掛けは、小林誠一証人が役員を務める法人に対する利益誘導を求める直接的な働き掛けではなく、公社が再委託している流域下水道維持管理業務への県内企業の参入等を求めることであったが、結果的に、小林誠一証人が役員を務める法人が業務を受注したことは事実である。

このことについて、小林誠一証人は以下の旨を証言している。

- ・ いろいろ名刺営業を禁止したかどうかは不明だが、名刺営業、名刺を積み重ねに来るような行為そのものを禁止していたことは知っている。
- ・ 例えば随意契約等であれば、応札すべきではないという理論も成り立つだろうが、少なくとも一般競争入札の中でやっているものである。公務員以外は全て業者であり、その業者というのは民主主義の頂点にいるのだから、その人がどんな看板を持って公務員の前にあらわれようと、これは遠慮する部分ではない。それに対する公務員、政治家が、どう対応するかということであって、我々がそれに対して「たが」をはめられる理由は全くない。

また、知事である田中康夫証人は「名刺営業という形に関しては、禁止をしていると思う。」旨を証言している。

多くの証人は、下水道に関係する業者であり、利害関係人とも見なされる小林誠一証人と面談、懇談等を行ったことについて、適切ではなく、反省すべき行為である旨の証言を行っているところである。

小市正英証人は、知事イコール後援会幹部という感覚について、「決めつけではないが、そういう思いがあった。」旨を証言しており、「下水道以外の事業では、土木部が、直接政策秘書室から、外部の第三者からの意見を徴して、それを知事の意向として持ち込まれたという記憶はない。」旨の証言を行っている。

(2) 調査結果

ア 知事後援会幹部の働き掛け等について

知事後援会幹部であった小林誠一証人による県下水道事業への働き掛け等に関して、以下の事項が明らかとなった。

平成12年11月8日に、小林誠一証人による後援会幹部という地位を利用した、最も早い段階での県下水道事業に対する働き掛けが行われている。

平成13年12月28日付けで、下水道課より公社に示された3点の問題点は、小林誠一証人が作成したものであるが、この行為は県下水道事業への働き掛けであった。

平成14年2月5日に、小林誠一証人は上記の関係で公社専務理事と面談しているが、両者は名刺交換するとともに、小林誠一証人は知事後援会幹部である旨伝えていることから、これは、知事後援会幹部という地位を利用した働き掛けであった。

平成14年12月25日に田中知事が示した「下水道公社改革の方向」は、同年11月25日付けの小林誠一証人が作成した「下水道公社改革案」がもとになっている。

平成15年1月21日付けで公社が作成した「下水道公社改革の方向についての検討結果」を踏まえて、1月29日の知事決裁事項である「下水道公社改革について」に至るまでの作業の中で、経営戦略局の担当者であった近藤眞証人は、「県内の小規模業者が仕事を受注できるように制度を変えていた時代だと思っており、維持管理業務もそうあるべきだと思って対応した。」旨を証言しているように、下水道課との調整を行っている。近藤眞証人は、「小林氏にえん曲的に聞いた部分もあり、面談してのやりとりは複数回あった。」旨を証言しており、小林誠一証人の主張の影響を受けていると考えられる。

平成15年1月29日、政策秘書室の近藤主査により知事決裁事項である「下水道公社改革について」が配布されたが、小林誠一氏の意志が反映されたものと考えられる。

平成15年2月14日午後1時に県庁3階の政策秘書室応接室で行われた小林誠一証人と土木部長等との会談は、小林誠一証人に平成15年度の県下水道事業の方向性を示すための機会であり、小林誠一証人の了解を得たことによって、平成15年度の方向が決定されたと考えられる。

なお、この際、近藤眞証人は、「下水道公社について」という書類を小林誠一証人に提示しているが、この行為は、地方公務員法上の守秘義務に抵触する可能性があるものと考えられる。

平成15年2月17日付けで下水道課から公社あてに送付された「H15下水道公

社発注について」は、近藤眞証人が作成したものの、田中知事や小林誠一証人の確認等は不明確であり、不可解な政策決定がなされていることから、作成者が主体的に作成したものではないと考えられる。

知事の県下水道事業等に関する指示について、土木部等の下水道行政に係る職員は、小林誠一証人の意志が働いているということを感じていた。

平成15年10月10日に終了した9月定例議会のあと、土木部長は下水道課長と小林誠一証人に面談し、その後、下水道課長と小林誠一証人は公社専務理事と面談したが、下水道課長であった田附保行証人は、小林誠一証人の面談の申し出を断ることによって、知事から人事等何らかの不利な待遇を与えられる可能性を危惧していた。

平成16年度の流域下水道維持管理業務の入札参加要件等は、結果的に小林誠一氏の了解を得ることによって決定されている。

平成16年度の流域下水道維持管理業務の入札は中止されるが、土木部においては、入札の中止を求める経営戦略局の政策秘書であった野崎眞証人の行動は、一個人の意志ではなく、知事の指示によるものであると認識されていた。

野崎眞証人が中止を行うべきであると判断した背景には、小林誠一証人の発言の影響があると考えられる。

平成16年度の流域下水道維持管理業務の入札は中止されるが、その中止は、正当な理由のないものであった。

平成16年度の流域下水道維持管理委託業務をめぐる入札方法の決定と入札中止は、いずれも小林誠一証人が役員を務める法人にとって、利益を生み出す状況を導き出す方法であったことが考えられる。

平成17年度の入札結果は、入札方法の変更を行うことで長野県が目指す入札改革とは相反する結果となったが、この結果は予測可能なことであった。

イ 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する総括

公社の改革等の経過を見れば、県内業者を優先とした流域下水道維持管理業務の入札改革は必要とされた流れであり、小林誠一証人が入札改革について述べていた持論は、入札改革の一連の流れの中での行動でもあったとも考えられる。

県民からの意見聴取や働き掛けについては否定するべきものではないが、県においては名刺営業が禁止されているという事実を考慮すれば、小林誠一証人を利害関係者と知りながら、政策秘書室、経営戦略局等に自由に、かつ頻繁に出入りさせていたことは、一般の県民ではあり得なかったことであり、小林誠一証人が知事後援会の幹部であることを理由としての特別な扱いであったと言える。

小林誠一証人は、田中知事が就任して以来、年々下水道行政に深くかかわりを

持ち、また、影響力も強めながら、平成15年度及び平成16年度には自らが役員を務める法人が流域下水道維持管理の下請業務に参入し、平成17年度には元請業者となっている。

このことは、知事後援会幹部の地位を利用し、関係する法人の利益を導いたことにほかならない。

小林誠一証人は知事後援会に多額の献金をするとともに、労務の提供をしていることから、田中知事は、知事後援会幹部となった同証人を「特別扱い」したため、県下水道事業に関するある種の権威、権限を同証人に与えたと同様の結果となった。

小林誠一証人は、このような立場を最大限に利用して、県の入札制度などを自らの都合のよい方向にリードし、結果として自らが役員を務める法人が県の流域下水道維持管理業務に参入することを実現させた。

これら一連の流れは、合法的な献金からスタートしているとしても認めることはできず、県民から選ばれた知事として県民の信頼を裏切る行為であり、道義的に重大な責任があると言わざるを得ないものである。

ウ 事実認定における少数意見について

本委員会の事実認定における表決については、県議会委員会条例第15条の規定に基づき出席委員の過半数で決することとしたが、全会一致で認定されたものと、賛否が分かれ、賛同できないとする少数意見があったものもあった。